



交通安全情報

函館中央警察署

バスの発進保護 していますか？



発進保護？なんだろう…？

乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして合図をした場合は、その後方にある車両は、乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
※急ブレーキや急ハンドル操作をしなければならない場合を除く

罰則:5万円以下の罰金

違反金:1点

反則金:大型車7千円、普通車6千円

二輪車6千円、原付5千円



「乗合自動車」とは、
停留所において乗客の乗降のため、
停車していた自動車のこと。

交通安全年間スローガン

あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう